



美里町定住促進奨励金制度

対象者に最大で50万円の奨励金を交付します

くみさと暮らし、はじめませんか？

奨励金制度について

美里町に定住するために、新たに住宅を取得しようとする40歳以下のかたへ奨励金を交付する制度です。
※町外から転入されるかたのほか、町内転居または建替えをされるかたも対象になります。

奨励金の対象者と交付金額

住宅取得奨励金

■対象者
美里町内に住宅を取得し、町内に定住（転入または転居）したかたで、次の要件をすべて満たすかた
①定住促進奨励金の交付申請時に、申請者または配偶者の年齢が40歳以下

交付額の加算措置

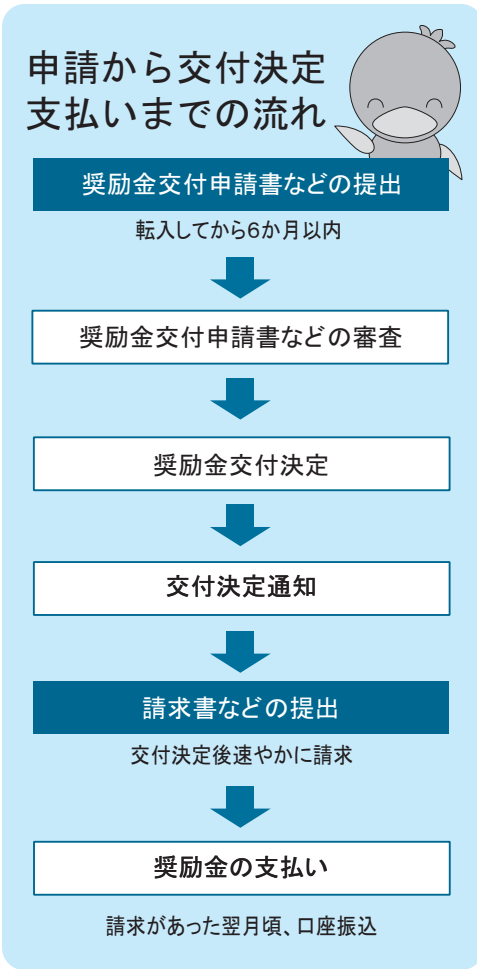
○子育て世帯加算
■対象者
初めて美里町に住居登録する、または転入前3年以上他の市区町村に住居登録していたかたで、中学生以下の子供（妊娠中を含む）がいるかた

※町内転居または建替えのかたは対象になりません。

■加算金額：10万円
○土地取得加算
■対象者
住宅取得にあたり、土地を購入したかた
■加算金額：20万円
※ただし、町内転居または転入前に3年未満他の市区町村に住居登録していたかたは、半額の10万円となります。

奨励金の交付申請などについて

奨励金の交付を受けるには、交付申請の手続きが必要です。
申請は、建設水道課建設環境係で受け付けています。
申請書は、建設水道課建設環境係窓口か、ホームページで入手できます。
交付申請の手続きは、転入・転居日から6か月以内に行ってください。



地震からわが家を守るため

木造住宅耐震診断・耐震改修制度 を利用しませんか？



①木造住宅耐震診断

■対象となる住宅
町内に有する木造住宅：
昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき建築された木造住宅で階数が2以下のもの
■対象となる事業
耐震診断：建築士法第2条第1項に規定する建築士で同法第23条第1項の規定により登録を受けた建築士事務所に属する者が、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断方法で診断するもの。
※「木造住宅の耐震診断と補強方法」とは、（一財）日本建築防災協会の定める診断方法。
■対象となるかた
▽対象住宅に現に居住しているかた
▽町税を滞納していないかた
■補助金額
建築物1戸につき耐震診断に要した費用の1/2以内の額で10万円を限度とします。
■補助を行う期間
平成33年3月31日まで

②木造住宅耐震改修

■耐震改修の内容
①一般耐震改修：
耐震診断による上部構造評点（一財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断方法

法により評価された点数。以下同じ。）が、1・0未満と診断された建築物について、上部構造評点が1・0以上となるように補強を行うこと。
②簡易耐震改修：
耐震診断による上部構造評点が、1・0未満と診断された建築物について、当該建築物が倒壊しても安全な空間が確保できる「耐震シェルター」の設置を行うこと。

■対象となる住宅
昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき建築された町内の木造住宅で階数を除く階数が2以下のもので、耐震診断による上部構造評点が1・0未満のもの。
■補助対象経費
耐震改修設計と耐震改修工事または耐震シェルター設置に要する費用
■対象となるかた
▽対象住宅に現に居住しているかた
▽町税を滞納していないかた
■補助金額
①一般耐震改修：耐震改修に要した費用の1/2に相当する額で20万円を限度とします。
②簡易耐震改修：簡易耐震改修に要した費用の1/2に相当する額で20万円を限度とします。
■補助を行う期間
平成33年3月31日まで

明るく住みよい住環境を目指して

毎年この時期になると、道路や歩道あるいは隣地に樹木などがせり出しているとの苦情が多く寄せられます。お互い「おもしろい」の気持ちを持って、所有地の適切な管理をお願いします。

「道路」や「歩道」にせり出している樹木類は、所有者各自で切ってください。

民有地の庭木や竹、雑草などが道路にせり出し、見通しが悪くなっている箇所が多く見られます。町では、土地の所有者や管理者に伐採などの対応をお願いしています。

通行の妨げになる前に、早めの対応をお願いします。

問合せ＝建設水道課 建設環境係 ☎76-5134

